

高浜発電所 2 号機の運転上の制限の逸脱

2024 年 11 月 6 日

関西電力株式会社

高浜発電所 2 号機（第 28 回定期検査中）において、原子炉の停止操作中に中央制御盤の指示値を確認していた運転員が、2 台あるうち 1 台の中性子源領域※¹中性子束計測設備※²の指示値が出ていないことを 13 時 42 分に確認しました。

このため、14 時 41 分に保安規定の運転上の制限※³を満足していない状態にあると判断しました。

なお、13 時 54 分に原子炉は安全に停止しております。

今後、原因を調査します。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※1：原子炉出力の測定において、原子炉の停止時または起動時にかけての中性子束レベルを監視する極低出力レベルの出力範囲

※2：原子炉からの中性子の数を計測する装置

※3：運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。

以 上